

【2026年10月7日発行】

■■ 人事労務マガジン／定例第192号 ■■

【目次】

- 1.「令和 8 年版 労働経済の分析」(労働経済白書)を公表しました
- 2.「中小企業退職金共済制度」のご案内
- 3.10月は「年次有給休暇取得促進期間」です
- 4.10月「仕事と育児・仕事と介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
- 5.教育訓練機関の皆さまへ「教育訓練給付金」講座指定のご案内
- 6.「テレワーク・オンラインセミナー」を10月15日に開催します(参加者募集中)
- 7.「採用を成功させる ハローワーク徹底活用セミナー」開催のお知らせ【再掲】
- 8.派遣労働者の同一労働同一賃金に関するセミナーを開催【再掲】
- 9.派遣労働者を受け入れている、受け入れを検討している企業の皆さまへ【再掲】
- 10.派遣労働者を受け入れる派遣先企業向けセミナー開催(同一労働同一賃金等)【再掲】
- 11.第3回ろうきょうオンラインセミナーを11月11日に開催します【再掲】
- 12.建設業事業主の皆さまへ【再掲】
- 13.「仕事と育児・仕事と介護の両立支援」個別支援が無料で受けられます【再掲】

【トピック 1】「令和 8 年版 労働経済の分析」(労働経済白書)を公表しました
分析テーマは「AI 等技術革新が進む中での労働市場の現状と課題」

厚生労働省は、9 月 29 日に「令和 8 年版 労働経済の分析」(労働経済白書)を公表しました。
今回の白書では、「AI 等技術革新が進む中での労働市場の現状と課題」をテーマとして分析を行いました。

第 I 部では、2025 年の雇用情勢や賃金、経済等の動きをまとめています。また、第 II 部では、AI の利用による経済成長や労働市場への影響を分析するとともに、AI 時代における人材育成の課題について考察を行っています。ぜひ、ご一読ください。

■主なポイント

- ・ 経営戦略と人材戦略を連携させ、AI 投資と人的資本投資の双方を推進していくことが重要。
- ・ 職種などによって、AI が雇用や労働需要に与える影響は異なる可能性があるため、労働者の希望に応じた労働移動や、リ・スキリングを支援していくことが重要。
- ・ AI 時代に、例えば、論理的思考力、批判的思考力、コミュニケーション能力など、特定の業務遂行の用途にとどまらない能力を総称した「メタスキル」の重要性が高まる可能性があり、情報発信の強化が重要。

令和 8 年版 労働経済の分析(労働経済白書)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/roudou/26/26-1.html>

【トピック 2】「中小企業退職金共済制度」のご案内

退職金による確かな未来づくりで会社をもっと元気に

「中小企業退職金共済制度」をご存じですか？

この制度は、中小企業に退職金制度を導入することで、従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図る国の制度で、一般の「中小企業退職金共済制度」と「特定業種退職金共済制度」があります。運営は、厚生労働省所管の独立行政法人勤労者退職金共済機構が行い、国による掛金助成もあります。

企業の魅力を高め、優秀な人材を確保するために、「中小企業退職金共済制度」を活用してみませんか？

【制度の種類と対象者】

- ① 一般の「中小企業退職金共済制度」(主に常時雇用される従業員が対象)
- ② 「特定業種退職金共済制度」(建設業、清酒製造業、林業の期間雇用者が対象)

【制度活用のメリット】

- ・ 「安心」 法律に基づく国の制度です。
- ・ 「有利」 掛金は全額非課税、掛金の一部を国が助成、手数料不要です。
- ・ 「簡単」 加入手続きや掛金管理も手間がかかりません。

【「加入してよかった！」喜びの声はこちら】

中小企業退職金共済事業本部 加入者の声(お便りコーナー)

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/kentou/voice/>

① 一般の「中小企業退職金共済制度」

[加入できる企業]

常用従業員数または資本金・出資の総額のいずれかが以下の範囲内の企業

- ・ 一般業種(300 人以下または 3 億円以下)
- ・ 卸売業(100 人以下または 1 億円以下)
- ・ サービス業(100 人以下または 5,000 万円以下)
- ・ 小売業(50 人以下または 5,000 万円以下)

[掛金月額の選択]

- ・ 5,000 円から 30,000 円までの 16 種類から従業員ごとに選択可
- ・ 短時間労働者は 2,000 円、3,000 円、4,000 円の特例掛金月額も選択可

[通算制度]

解散存続厚生年金基金、特定退職金共済事業を廃止した団体、合併等に伴う企業年金(確定給付企業年金「DB」・確定拠出年金「企業型 DC」)との間の資産移換もできます。

「中小企業退職金共済制度」に関する無料相談・説明会をオンラインで開催していますので、ご加入を検討中の方や、退職金制度の新規導入などをお考えの方は、ぜひご利用ください。

【中小企業退職金共済制度の詳細はこちら】

中小企業退職金共済事業本部

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

【無料相談・オンライン説明会等】

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/kentou/soudan/>

② 特定業種退職金共済制度

[加入できる事業主]

- ・ 建設業

建設業を営む事業主であれば、総合、専門、職別、元請、下請、日本法人、外国法人の別を問いません。専業でも兼業でも、また、建設業法の許可を受けているか否かにかかわらず、すべて加入できます。

- ・ 清酒製造業

清酒製造業(清酒・単式蒸留焼酎(本格焼酎・泡盛)・みりん 2 種)を営む方なら専業・兼業を問わず、すべて加入できます。

- ・ 林業

林業を営む方なら、専業・兼業を問わず、すべて加入できます。

※建設業、林業の一人親方の場合は、任意組合を作り、その任意組合を事業主とみなし、一人親方は任意組合に雇われた労働者とみなすことにより、制度を適用することができます。

[掛金]

- ・ 建設業 320 円
- ・ 清酒製造業 300 円
- ・ 林業 470 円

※すべて従業員ごと、1 日当たりの額です。

[業界全体の退職金制度]

労働者は、事業主が変わっても、制度に加入している事業主であれば、引き続き掛金を納付してもらうことができます。

【特定業種退職金共済制度の詳細はこちら】

建設業退職金共済事業本部(建設業の方)

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

清酒製造業退職金共済事業本部(清酒製造業の方)

<https://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>

林業退職金共済事業本部(林業の方)

<https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

【トピック 3】10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です

10 月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

年次有給休暇は、正社員、パートタイム労働者、シフト制労働者などの区分に関係なく、法律の要

件を満たしているすべての労働者に付与されます。

年次有給休暇の取得は労働者の健康と生活に役立つだけでなく、労働者の心身の疲労の回復、生産性の向上など、会社にとっても大きなメリットがあります。

すべての労働者が年次有給休暇を取得しやすい環境をつくるためには、休暇の分散化にもつながる年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者のさまざまな事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立つ年次有給休暇の時間単位付与制度(※2)の導入・活用が効果的です。

年次有給休暇を計画的に取得し、実りある休暇となるよう、事業者・労働者が一体となって、導入・活用をお願いします。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧くださいか、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

【詳細はこちら】

年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

※1 年次有給休暇の付与日数のうち、5 日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

※2 年次有給休暇の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば年 5 日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

【シフト制労働者について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html

注意:シフト制労働者に関する年次有給休暇について、その円滑な取得を図ること等を目的として、令和 8 年 6 月に留意事項が改正されています。

【トピック4】10月「仕事と育児・仕事と介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
会場での伴走型セミナーに加え、オンラインセミナーも随時開催します

本セミナーでは、改正育児・介護休業法に関する対応や、休業取得から復帰までの両立支援プラン策定などを無料で分かりやすく解説します。

また、伴走型セミナーは、参加者の隣に仕事と家庭の両立支援プランナーが着席し、セミナーを受講しながらご質問やご相談に応じることができます。セミナー内での疑問はもちろんのこと、各企業のお悩みにも対応します。お近くの企業の皆さま、ぜひご利用ください。

※会場でのセミナーについては、定員に達した場合、期日前に申し込みを締め切る場合があります。

オンラインセミナーも随時開催しています。今後のさらなる男性の育児休業取得促進や、柔軟な働き方を実現するための対応、休業を取得しやすい職場の環境づくりについて分かりやすく解説します。ぜひ一度セミナーへご参加ください。

【開催日程と申し込み】

【松江市共催】仕事と育児・仕事と介護の両立支援セミナー伴走型

10月15日(木) 12:45～15:55

会場：松江市市民活動センターSTIC(スティック)ビル 2階 201・202 研修室

第1部 「共働き・共育で時代の職場づくり」

第2部 「介護離職防止に必要な取組」

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/11901/>

【鳥取市共催】仕事と育児の両立支援セミナー伴走型

10月16日(金) 10:30～12:55

会場：鳥取市民交流センター 2階 多目的室 2・3

第1部 鳥取キャリア形成リスクリリング支援センター

「女性が活躍できる組織とは？」

第2部 育児・介護両立支援事務局

「共働き・共育で時代の職場づくり」(伴走型)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/11903/>

【小樽市開催】仕事と育児・仕事と介護の両立支援セミナー

10月22日(木) 13:00～15:10

会場：小樽商工会議所 7階 Aホール

第1部 「共働き・共育で時代の職場づくり」

第2部「介護離職防止に必要な取組」

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/11905/>

※セミナーのみの開催となります。

上記以外にも会場・オンラインセミナーを予定しています。

※詳細が決まり次第、下記の育児・介護両立支援事業ウェブサイトにてご案内します。

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html

【トピック5】教育訓練機関の皆さまへ「教育訓練給付金」講座指定のご案内
～指定申請の受け付けが始まっています～

教育訓練機関の皆さま、「教育訓練給付金」をご存じですか？

厚生労働省の調査(※)では、働く方の3割程度が、自己啓発を行う上での問題点として「費用がかかりすぎる」ことを挙げています。

※令和7年度「能力開発基本調査」調査結果の概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/11801500/001728125.pdf>

厚生労働省では、働く方等の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講し、修了した方に対し、その費用の一部(最大80%～20%)を雇用保険から支給する教育訓練給付金制度を実施しています。

対象講座として指定を受ければ、受講の費用負担が軽減されるため、受講希望者の増加が期待できます。

令和9年4月1日付け指定希望手続の受付期間は、以下のとおりです。

・令和8年10月1日(木)～令和8年11月2日(月)(消印有効)

なお、戦略17分野やこれらを支える建設、運輸・物流・交通、医療・介護・障害福祉分野等の社会インフラ関連分野において、既に一般教育訓練で指定を受けている講座を特定一般教育訓練へ移行する場合の申請については、令和9年2月26日(金)まで受付期間を延長します。

【詳細はこちら】

特定一般教育訓練での申請は受付期間を延長します！

<https://www.mhlw.go.jp/content/001736178.pdf>

特定一般教育訓練給付金の対象となる教育訓練の周知について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00008.html

ぜひ、この機会に教育訓練給付金の講座指定申請をご検討ください。

【ご参考】

教育訓練給付金の講座指定申請をご検討ください(リーフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001201615.pdf>

教育訓練給付制度の概要(教育訓練機関向け動画)

<https://www.youtube.com/watch?v=KQ211MLJLZE>

講座指定申請手続(教育訓練機関向けの申請準備から書類作成までのイメージ動画)

<https://www.youtube.com/watch?v=QVE6weLhpjw>

申請手続の詳細(厚生労働省ウェブサイト)

教育訓練給付金の講座指定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikai_hatsu/kyouiku_00001.html

【お問い合わせ】

講座指定の申請手続に関すること(申請書類の記入方法等)

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課

TEL:03-5843-3794

講座指定の基準に関すること

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室

中長期的キャリア形成支援係

TEL:(代表)03-5253-1111(内線 5741、5390、5398)

【トピック 6】「テレワーク・オンラインセミナー」を 10 月 15 日に開催します(参加者募集中) 第 3 回テーマは「“場所に縛られない組織”はどこまで実現できるのか」

厚生労働省は、企業の経営者・人事労務担当者などを対象に、「テレワーク・オンラインセミナー」を 10 月 15 日(木)にオンラインで開催します。【事前申し込み制・参加無料】

テレワークは、単なる「在宅勤務」ではなく、人材確保や生産性向上、DX 推進、ウェルビーイング向上を実現する“経営戦略”へと進化しています。

本セミナーでは、5 回にわたって「テレワークはここまで進化した ― 成功企業 5 社に学ぶ実践モデル」を共通テーマに、ハイブリッドワークによる組織づくり、制度を成長戦略へ転換する実践、人や場所に縛られない働き方、現場業務での活用、多様な働き方に対応した評価制度など、企業が直面する課題と先進事例を体系的にご紹介します。

加えて、テレワークに必要な労務管理や最新ガイドラインのポイント、テーマごとの具体的な導入事例についても分かりやすく解説します。

第 3 回セミナーでは、「“場所に縛られない組織”はどこまで実現できるのか」をテーマに、全国に分散した人材が連携しながら成果を生み出す組織運営の実例をもとに、フルリモート環境でも機能する仕組みやコミュニケーションの工夫をご紹介します。場所の制約を「価値」に変え、多様な人材に選ばれる組織づくりのヒントをお伝えします。事例紹介は各回によってテーマと登壇企業が異なります。皆さま、ぜひご参加ください。

【開催日時】

第 3 回:10 月 15 日(木)13:00~16:00

※オンライン接続開始 12:50

※申し込み締め切り:10 月 15 日(木)12:00

【詳細はこちら】

テレワークセミナーのご案内

<https://telework.mhlw.go.jp/kagayakutelework/seminar/2026/1015.html>

【トピック7】「採用を成功させる ハローワーク徹底活用セミナー」開催のお知らせ【再掲】

「求人を出しても応募がない」、「同じような求人に見えるのに、他社は採用できるのはなぜ?」、
そんなお悩みはありませんか?

厚生労働省では、求職者の心をつかむ求人票作成のコツや、ハローワークの求人者支援サービスの
活用方法を学べるセミナーを開催します。【事前申し込み制・参加無料】

人材確保にお悩みの採用担当者さまはぜひご参加ください。

【詳細・申し込みはこちら】

採用を成功させる ハローワーク徹底活用セミナー

<https://helloworkseminar-kyujin.mhlw.go.jp/>

※事業所所在地を管轄するハローワークのセミナーにお申し込みください。

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「求人者支援セミナー」事務局

株式会社読売アルス A(委託先)

TEL:03-5226-9919(受付時間:平日 10 時～17 時)

【トピック8】派遣労働者の同一労働同一賃金に関するセミナーを開催
～指導監督を踏まえた対応のポイントと施行5年後見直しのポイント～【再掲】

厚生労働省では、派遣元事業主等を対象に、2026 年 10 月 1 日に改正された労働者派遣法施
行規則、「同一労働同一賃金ガイドライン」、派遣元指針、派遣先指針について解説するセミナーを
開催します。制度の基本的な法的知識のほか、具体的なトラブル事例、対応のポイント、調査結果
等を分かりやすく紹介します。

オンラインでの参加も可能ですので、派遣労働者の同一労働同一賃金への理解を深め、適正な業
務運営やトラブル防止にぜひお役立てください。

【詳細・申し込み】

派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業 特設サイト

<https://hakensakiseminar.mhlw.go.jp/>

【開催日時・場所】

<会場セミナー(対面&オンライン配信)>

東京会場: 10月9日(金)10:00~12:00

大阪会場: 10月13日(火)10:00~12:00

※費用は無料です。

※各回セミナー内容は同じです。

【対象の方】

- ・ 派遣元事業主
- ・ 派遣元責任者として選任されている方、選任される予定の方
- ・ 派遣元の人事・労務・派遣管理担当者
- ・ 労働者派遣事業の許可取得を検討している企業の方
- ・ 労働者派遣事業に関する知識を習得したい方、理解を深めたい方 等

【開催内容(予定)】

- ① 派遣労働者の同一労働同一賃金の概要
- ② 派遣労働者の同一労働同一賃金の施行 5 年後の改正・見直しのポイント
- ③ 同一労働同一賃金に関連する指導監督を踏まえた対応のポイント
- ④ 関連情報のご紹介
- ⑤ 質疑応答

【お問い合わせ先】

令和 8 年度厚生労働省委託事業「派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業」事務局

(委託先:PwC コンサルティング合同会社)

TEL:03-6257-0568

E-mail:jp_cons_mhlw_hakensaki_seminar-mbx@pwc.com

【トピック9】派遣労働者を受け入れている、受け入れを検討している企業の皆さまへ
～派遣労働者を「育てて活かす」ためのコンサルティング支援のご案内～【再掲】

厚生労働省では、派遣労働者を受け入れている、または、受け入れを検討している企業の皆さまへ、派遣労働者を「育てて活かす」ための無料コンサルティング支援を実施しています。

「育てて活かす」とは、派遣先企業が中長期的な視点で派遣労働者の能力向上を支援し、高度な人材ニーズに応えられる人材として活躍してもらう取り組みです。人手不足への対応や、専門性の高い業務を担う人材の確保、中長期的に活躍できる人材の確保へとつながります。

本コンサルティング支援では、派遣労働者を「育てて活かす」ための各種支援を行います。支援を希望される場合は、下記の本事業特設サイトよりご応募ください。

【詳細・申し込み】

派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業 特設サイト

<https://hakensakiseminar.mhlw.go.jp/>

【コンサルティング支援の概要(費用は無料)】

① 支援対象企業

現在派遣労働者を受け入れているまたは受け入れに関心がある企業、派遣労働者の育成等に関心がある企業

② 支援内容

派遣労働者の受け入れ・育成プランの立案、派遣労働者の受け入れ、育成等(実際に派遣労働者を新たに受け入れたり、育成したりすることは、必須ではありません)

③ 支援期間

2026年7月～2027年1月

※ 上記期間内でご都合に合わせて調整します

④ 支援の実施方法

オンラインまたは対面

支援内容・期間・実施方法は貴社のご要望に応じて決定します。

なお、事務局から別途、支援の詳細を説明することも可能です。

ご不明な点等は、遠慮なくお問い合わせください。

【問い合わせ先】

令和8年度厚生労働省委託事業「派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業」事務局

(委託先:PwCコンサルティング合同会社)

TEL:03-6257-0568

E-mail:jp_cons_mhlw_hakensaki_seminar-mbx@pwc.com

【トピック10】派遣労働者を受け入れる派遣先企業向けセミナー開催（同一労働同一賃金等）【再掲】

厚生労働省は、派遣労働者を受け入れる派遣先企業を対象に、今年10月1日から改正される労働者派遣法施行規則、「同一労働同一賃金ガイドライン」、派遣元指針、派遣先指針の内容を含む、派遣労働者の同一労働同一賃金への対応と派遣労働者のさらなる受入・育成に向けたポイントを解説するセミナーを開催します。

本セミナーは、制度の基本的な法的知識のほか、具体的な対応のポイント等を分かりやすく解説する内容となっています。

派遣労働者の同一労働同一賃金について正しく理解・認識いただくことで、適正な業務遂行やトラブル防止、派遣元事業主との円滑な連携にお役立ていただけます。オンライン参加も可能ですので、ぜひこの機会にご参加ください。

【詳細・申し込み】

派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業 特設サイト
<https://hakensakiseminar.mhlw.go.jp/>

【開催日時・場所】

・会場セミナー（対面&オンライン配信）

東京会場：10月9日（金）14:00～16:00

※会場の対面参加は先着80名です。

※費用は無料です。

※オンライン配信は、Webexの使用を予定しています。

【対象者】

- ・派遣先事業主（派遣労働者を受け入れている企業の事業主）
- ・現在、派遣先責任者として選任されている、選任される予定の方
- ・派遣労働者を受け入れている企業の人事・労務・派遣管理担当者
- ・派遣労働者の受け入れを検討している企業の方
- ・労働者派遣事業に関する知識を習得したい方、理解を深めたい方 等

【開催内容】

- ・ 派遣労働者の同一労働同一賃金の概要と令和8年10月改正のポイント
- ・ 派遣労働者の同一労働同一賃金に関連する派遣元の実務と対応する派遣先の実施事項
- ・ 派遣労働者のさらなる受け入れ・育成に向けて
- ・ 質疑応答

【お問い合わせ】

令和8年度厚生労働省委託事業「派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業」事務局
(委託先:PwCコンサルティング合同会社)

TEL:03-6257-0568

E-mail: jp_cons_mhlw_hakensaki_seminar-mbx@pwc.com

【トピック 11】第 3 回ろうきょうオンラインセミナーを 11 月 11 日に開催します
テーマは「地域の暮らしを支える労働者協同組合の可能性～小規模多機能モデルと
エッセンシャルサービス支援制度～」【再掲】

「労働者協同組合」(略称:ろうきょう)は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らがその事業に従事する法人制度です。

高齢者支援、店舗運営、配送、子ども支援、広告物や映像制作・イベント企画など、さまざまな事業分野で労働者協同組合を活用した多様な働き方が広がっています。また、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場としても活用されています。

厚生労働省では、今年度、労働者協同組合の活用をテーマに全 4 回のセミナーを開催しており、第 3 回セミナーでは、地域に必要な仕事やサービスの担い手として期待される労働者協同組合の実践を通じて、地域づくりの可能性を考えます。

島根県出雲市で草刈りや身近な困りごとに対応する事業を展開する事例、長野県山ノ内町でアジアの輸入食材を扱う店舗を運営しながら、外国人住民との共生や地域の活性化に取り組む事例をご紹介します。

また、経済産業省から、産業競争力強化法等の改正により創設された、地域の暮らしを支える「エッセンシャルサービス」に関する新たな支援制度についても解説します。

オンライン(Zoom)開催で全国どなたでも参加できます。【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】

11月11日(水)14:00～16:00

【開催内容】

①労働者協同組合の概要

・伏木 崇人(厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課 労働者協同組合業務室長)

②エッセンシャルサービス産業政策の概要

・中野 剛志氏(経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策統括調整官)

③基調講演

「地域の暮らしを支える新たな選択肢 ～労働者協同組合で広がる小規模多機能モデル～」

・講師:菰田 レエ也氏(鳥取大学地域学部 准教授)

④事例紹介

・労働者協同組合スキマプレーヤーズ(島根県出雲市)

・労働者協同組合ヤマコープ(長野県山ノ内町)

⑤パネルディスカッション

【詳細・申し込み】

特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineSeminar_202603

※申し込み締め切り:11月9日(月)

【トピック12】建設業事業主の皆さまへ

建設業退職金共済制度における退職金額が増加します【再掲】

「建設業退職金共済制度」は、建設業で働く従業員のための、簡単で有利な国の退職金制度で、建設業界で働くことをやめたときに退職金が支払われる「業界の退職金制度」です。

建設業を営む事業主であれば、総合、専門、職別、元請、下請、日本法人、外国法人の別を問わず、専業でも兼業でも、また、建設業法の許可を受けているか否かにかかわらず、すべて加入できます。

今年10月から、建設業退職金共済制度における予定運用利回りが1.3%から1.5%

に引き上げられます。勤続年数にもよりますが、退職金額が増加することになります。

優秀な人材を確保するために、「建設業退職金共済制度」を活用してみませんか。建設業退職金共済制度の詳細は、独立行政法人勤労者退職金共済機構までお問い合わせください。

【建設業退職金共済事業本部】

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

【トピック 13】「仕事と育児・仕事と介護の両立支援」個別支援が無料で受けられます 従業員からの育児休業取得や、突然の介護休業取得の申し出に備えましょう【再掲】

令和 7 年の改正法施行に伴い、企業には誰もが働きやすい職場の環境づくりが求められています。社会保険労務士や中小企業診断士などの資格を持つ仕事と家庭の両立支援プランナーが、法改正に沿った雇用管理や円滑な休業取得、職場復帰などについてアドバイスを行います。

ぜひこの機会に無料支援をご活用ください。

【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

・育児支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

・介護支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【お問い合わせ】

育児・介護両立支援事務局（厚生労働省委託事業）

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL: 03-5542-1740

▽▼厚生労働省 SNS と WEB マガジンのご案内▲△

厚生労働省(広報室)では、5 つの公式 SNS アカウントと昨年新たに立ち上げた WEB マガジン
を運用しています。

健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支えるさまざまな情報をお届け
しているので、ぜひフォロー等お願いいたします。

【X】

<https://x.com/mhlwtwitter>

【Facebook】

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【note】

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/>

【YouTube】

<https://www.youtube.com/user/MHLWchannel>

【LINE】

<https://lin.ee/K4aJjUi>

【WEB マガジン】

https://www.mhlw.go.jp/web_magazine/